

堺市空家等利活用支援業務利用申込書
兼個人情報の提供に係る同意書

堺市長 殿

(空家等所有者等)

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E - m a i l	

下記の建物について、堺市空家等利活用支援業務にかかる協定書に基づき、宅地建物取引事業者による支援を受けたいので、堺市長が、不動産事業者団体（※）及び不動産事業者団体から選定した協力事業者（以下、「不動産事業者団体等」といいます。）に対して、下記のとおり、当該建物に係る空家等情報及び建物概要情報（個人情報を含む）を提供することに同意します。

※不動産事業者団体とは、堺市と「堺市空家等利活用支援業務にかかる協定書」を締結した公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部及び大阪府宅地建物取引業協会堺市支部をいいます。

記

提供に同意する情報

①空家等情報

空家等の所在地	
空家等になった時期	年 月 日 ころから空家等になっている
空家等になった経緯	
今後の意向	<input type="checkbox"/> 売却／ <input type="checkbox"/> 賃貸／ <input type="checkbox"/> 管理委託（現状維持）／ <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
空家等の活用に係る課題	共有に係る課題： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他（ ） 相続に係る課題： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他（ ） 登記に係る課題： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他 （支援を受けたい内容等）	

②建物概要情報（※裏面参照）

堺市が保有する、建物の外観調査、建築計画概要書、不動産登記情報等から得た空家等の建物の概要等に関する情報

※特記事項

上記の情報については、不動産事業者団体等以外の者に提供することではなく、「堺市空家等利活用支援業務にかかる協定書」に基づき、宅地建物取引事業者による支援を受ける以外の目的に使用することはありません。

堺市空家等利活用支援業務について、堺市と不動産事業者団体等との取り決めにおいて、協力事業者からの利活用に関する支援は、1年程度としています。ただし、1年を超えても空家等所有者等の意向により、協力事業者に引き続き相談等を行うことは可能です。

※建物概要情報（詳細）

- ・ 建築計画概要書の有無
- ・ 土地面積・地目
- ・ 建物の用途・構造・階数・床面積・間取り・建築時期・増改築の有無・確認済証の有無・建ぺい率・容積率
- ・ 設備状況（電気・ガス・水道・下水道）
- ・ 周辺状況（都市計画区域・用途地域・接道）
- ・ 駐車場の有無
- ・ その他必要な情報

以下のアンケートにお答えください。

・ この制度を何でお知りになりましたか。（複数回答可）

- | | |
|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 堺市のホームページ | <input type="checkbox"/> 堺市の窓口・電話 |
| <input type="checkbox"/> 固定資産税納税通知書の封筒 | <input type="checkbox"/> 広報さかい |
| <input type="checkbox"/> 市から送付した空き家の適正管理の啓発文同封の案内 | <input type="checkbox"/> 区役所の配架チラシ |
| <input type="checkbox"/> すまいのプランニングノート | |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

・ 申込をされた理由をお聞かせください。（複数回答可）

- 誰に何をどう頼めばよいか分からない。
- どの不動産業者に相談すればよいか分からない。
- 市が紹介してくれるので安心できる。
- 遠方に住んでいるため、地域の不動産事業者を知らない。
- その他（

アンケートへのご協力ありがとうございました。